



事務連絡  
平成30年8月21日

各都道府県トラック協会  
専務理事殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
役員待遇審議役 入谷 誠

### 低公害車普及促進対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の 交付予定枠申込みの開始・取扱いについて

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省自動車局環境政策課及び同貨物課より、別添のとおり、標記補助事業に係る交付予定枠申込みの開始・事務取り扱いについて、改めて通知がありましたのでお知らせいたします。

電気トラック、CNG トラック、ハイブリッドトラック等の導入に際して当該補助事業を利用する場合には、地方運輸局等へ交付予定枠の申し込みを行い内定通知を受ける必要がありますが、申し込み期間が平成30年9月3日から9月28日までに限られているため、申し込み漏れがないよう、傘下の会員事業者に対して更なる周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 永富  
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自環第194号の2  
国自旅第322号の2  
国自貨第179号の2  
平成30年3月30日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省  
自動車局環境政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局貨物課長

#### 平成30年度低公害車普及促進対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の執行については、「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」(平成30年3月30日付け国自環第192号、国自旅第321号、国自貨第177号。以下「交付要綱」という。)及び「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」(平成30年3月30日付け国自環第193号、国自旅第320号、国自貨第178号。)によるものほか、交付要綱別表の大蔵が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

##### (1) 交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第4条、別表）

平成30年9月3日から平成30年9月28日まで

##### (2) 通常申請（交付要綱第5条第1項）

①申請対象車両 平成31年1月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、CNG自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、(1)の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 平成30年11月1日から平成30年11月30日まで

##### (3) 実績申請（交付要綱第5条第3項）

①申請対象車両 原則として、平成30年4月1日から平成30年12月31日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、平成30年10月31日までに登録されたものにあっては、平成30年11月30日までを申請受付期間とする。

事務連絡  
平成30年8月20日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

自動車局環境政策課  
自動車局旅客課  
自動車局貨物課

低公害車普及促進対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の  
交付予定枠申込みの開始・取扱いについて

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金のうち、事業Ⅱ・事業Ⅲに係る補助金の交付予定枠の申込期間については、「平成30年度低公害車普及促進対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について」（平成30年3月30日付国自環第194号、国自旅第322号、国自貨第179号）で通知していますが、下記のとおり改めてお知らせします。

また、低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針（平成30年3月30日付国自環第193号、国自旅第320号及び国自貨第178号、以下「運用方針」）で定める交付予定枠の申込書の作成については、別紙を参照いただき、上記と合わせて貴団体傘下会員に周知いただくようお願いします。

記

**1. 交付予定枠申込**

申込期間：平成30年9月3日から平成30年9月28日まで

**2. 交付申請**

**（1）通常申請**

①申請対象車両 平成31年1月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造する場合は自動車検査証を交付。）されるもの（ただし、交付予定枠申込後、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 平成30年11月1日から平成30年11月30日まで

**（2）実績申請**

①申請対象車両 原則として、平成30年4月1日から平成30年12月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造した場合は自動車検査証を交付。）されたもの（ただし、交付予定枠申込後、地方運輸局長から内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、平成30年10月31日までに登録されたものにあっては、平成30年11月30日までを申請受付期間とする。

## 低公害車普及促進対策費補助金交付予定枠の申込書作成上の留意点について

1. 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラックにかかる申請の場合  
(運用方針 様式4-1)

## &lt;提出書類及び確認事項&gt;

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	<p>①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。</p> <p>②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月3日～28日）であること。</p> <p>③「申請者欄」にタクシー・トラック事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。</p> <p>④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」</p> <p>⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。 ※電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシーについては、1台あたりの補助金額に上限あり（1台あたり車両本体価格の600万円を上限）。</p> <p>⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 (電気タクシー・電気トラック…1/4、プラグインハイブリッドタクシー…1/5)</p> <p>⑦所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。</p> <p>⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。</p>
(2) 見積書の写し	⑨交付された日付が申請の最終受付日（9月28日）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは 自動車検査証の写し	<p>⑩補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。</p> <p>⑪提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。</p>

2. 電気自動車用充電設備にかかる申請の場合（運用方針 様式4－2）

＜提出書類及び確認事項＞

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	<p>①導入予定設備1基毎に1枚作成することとなっているため、複数を1枚に合算して申請しないこと。（1度の工事で複数台の充電設備の導入を行う場合は相談すること。）</p> <p>②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月3日～28日）であること。</p> <p>③「申請者欄」にタクシー・トラック事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。</p> <p>④「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気タクシー・プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック（緑ナンバー）が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出すること。</p> <p>⑤「事業完了（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※充電設備の設置完了日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」</p> <p>⑥「補助対象経費（設備の価格）」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（充電設備については、本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費となる。）。</p> <p>⑦工事費については、1件あたり費目毎に上限額を設けているため、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経費としない。</p> <p>⑧「補助金申請額」には補助率（充電設備本体の1/4）が正しく適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されていること。</p> <p>⑨「設置場所」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。</p>
(2) 見積書の写し	<p>⑩交付された日付が申請の最終受付日（9月28日）より以前であること。</p> <p>⑪1基あたりの本体価格が判別できること。（一式等の表示のみの場合は内訳を添付すること。）</p>
(3) 当該充電器の仕様書、工事図面	⑫見積書の内容と不一致がないこと（電線の長さ、不必要的機材の算定等）。

3. 電気自動車駆動用蓄電池にかかる申請の場合（運用方針 様式4－3）

＜提出書類及び確認事項＞

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	<p>①導入対象車両1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。</p> <p>②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月3日～28日）であること。</p> <p>③「申請者欄」にタクシー・トラック事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名が記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。</p> <p>④「事業完了（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ※電気自動車用蓄電池の交換完了の日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」</p> <p>⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（駆動用蓄電池本体価格が補助対象経費となり、交換費用等が加算されていないこと）。</p> <p>⑥「補助金申請額」には補助率（駆動用蓄電池本体の1/4）が正しく適用された金額が記載されていること。</p>
(2) 見積書の写し	⑦交付された日付が申請の最終受付日（9月28日）より以前であること。
(3) 請求書の写し	⑧駆動用蓄電池を既に導入済みの場合は提出すること。
(4) 駆動用蓄電池の劣化を証明する書面	⑨過去に低公害車普及促進対策費補助金の補助を受けた者が当該補助年度に導入した車であること、及び、蓄電池に一定の劣化が認められる旨の自動車製作業者等が証明する書面を提出すること。

4. 優良ハイブリッドバス、CNGバスにかかる申請の場合（運用方針 様式5）

<提出書類及び確認事項>

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	<p>①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。</p> <p>②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月3日～28日）であること。</p> <p>③「申請者欄」にバス事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。</p> <p>④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。</p> <p>⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。</p> <p>⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 (通常車両価格（運用方針に記載）と補助対象車両価格の差額の 1／3)</p> <p>⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNGバスに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。</p> <p>⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。</p> <p>⑨地方公共団体等協調団体の補助額について、金額、団体名を記載すること。</p>
(2) 見積書の写し	⑩交付された日付が申請の最終受付日（9月28日）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは 自動車検査証の写し	<p>⑪補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。</p> <p>⑫提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。</p>

5. 優良ハイブリッドトラック、CNG トラックにかかる申請の場合（運用方針 様式6）

＜提出書類及び確認事項＞

書類種別	確認事項
(1) 交付予定枠申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。</li> <li>②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月3日～28日）であること。</li> <li>③「申請者欄」にはトラック事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。</li> <li>④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。</li> <li>⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。</li> <li>⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 (通常車両価格と補助対象車両価格の差額(運用方針に記載)の1/3)</li> <li>⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNG トラックに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。</li> <li>⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。</li> <li>⑨導入台数が3台未満の場合、必ず条件のいずれかにチェックがされていること。</li> <li>⑩地方公共団体等協調団体の補助額について、金額、団体名を記載すること。</li> </ul>
(2) 見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑪交付された日付が申請の最終受付日（9月28日）より以前であること。</li> </ul>
(3)請求書の写しもしくは 自動車検査証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。</li> <li>⑬提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。</li> </ul>

① 自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。

様式4-1

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書  
(電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック)

②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月3日~28日)であること。

平成 年 月 日

○○ 運輸局長 殿

申 請 者	氏名又は名称 及び代表者名		③「申請者欄」にタクシー、トラック事業を経営する者の氏名 又は名称及び代表者名を記載すること。			印
	住 所					
	担当者	氏 名	電 話		役 職	
	連絡先	E-mail			④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請) の別が一致すること。	
⑦所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。		□電気タクシー、□ノンフューエルハイブリットタクシー、 □電気トラック		車種	⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。	
補助 申請 予定 車両	式	日	平成 年 月 日			
	補助対象経費(予定)			日	⑥補助率が正しく適用されていること EV…1/4、PHV…1/5	
	補助金申請額(予定)			日		
	使用の本拠の位置	都・道・府・県			市・区	
	本申請はあらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、プラグインハイ			□はい・□いいえ		
⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。			(☑をする)		により導入するものである。(☑をする)	
(リースの場合は、リース事業者名(予定) :			)			

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定自動車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。  
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。  
 4. あらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、改造にかかる見積書を添付すること。  
 5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあっては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号 :

平成30年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書  
(電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック)

上記の申請予定車両について、  
〔記載のとおり〕  
〔下記の通り〕 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日

○○運輸局長 印

① 導入予定設備 1 基毎に 1 枚作成することとなっているため、複数を 1 枚に合算して申請しないこと。（1 度の工事で複数台の充電設備の導入を行う場合は相談すること。）

様式 4-2

平成 30 年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書

(電気自動車用充電設備)

② 「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9 月 3 日～28 日）であること。

平成 年 月 日

○○ 運輸局長 殿

申 請 者 者	氏名又は名称 及び代表者名	③「申請者欄」にタクシー、トラック事業を経営する者の氏名 又は名称及び代表者名を記載すること。		印
	住 所			
	担当者 氏 名		役 職	
	連絡先	電話	E-mail	

④ 「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気タクシー、  
プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック（緑ナンバー）が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出すること。

⑥ 「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（充電設備については、本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費となる。）

ともに充電設備を購入、□充電設備のみを導入。（をする）

急速充電設備、普通充電設備

⑤ 「導入（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。

補助 申請 予定 設備	事業完了（予定）日	平成 年 月 日	
	補助対象経費（予定）	設備の価格	円 ①(注3)
		工 事 費	円 ②(注4)
	補助金申請額（予定）	円 (①×1/4 (補助率)) + ②)	
	設 置 場 所	□同上、□ 都・道・府・県	市・区

上記設備は（□自ら購入・□リース）により導入するものである。（をする）

（リースの場合は、リース事業者名（予定）： ）

- （注） 1. 使用者たる運送事業者が導入予定設備 1 基毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。  
2. 補助対象経費に係る見積書の写し（既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し）を添付すること。  
3. 本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格  
4. 工事費の上限額は、急速充電設備は 426 万円、普通充電設備は 240 万円。  
5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあっては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

⑧ 「補助金申請額」には補助率（充電設備本体の 1/4）が正しく適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されていること。

及促進対策費補助金  
電気自動車用充電設

⑦工事費については、1 件あたり費目毎に上限額を設けているため、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経費としない。

上記の申請予定設備について、

記載のとおり  
下記の通り

補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日

○○運輸局長

印

- ① 導入予定車両1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。

様式4-3

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書

(電気自動車駆動用蓄電池)

- ②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月3日～28日)であること。

平成 年 月 日

○○ 運輸局長 殿

申 請 者	氏名又は名称 及び代表者名		③「申請者欄」にタクシー、トラック事業を経営する者の氏名 又は名称及び代表者名を記載すること。  印		
	住 所				
	担当者	氏 名		役 職	
		連絡先	電 話		FAX
	対象車両	車名 (メーカー名)	④「事業完了(予定)日」の日付と申請種別 (実績申請・通常申請)の別が一致すること。		
		登録年月日			
		型 式			
	登 録 番 号	⑤見積書の金額(駆動用蓄電池本体価格 のみ・税抜き)と一致すること。			
	事業完了(予定)日	平成 年 月 日			
補助対象経費(予定)	円			⑥補助率(1/4)が正しく適用されてい ること	
補助金申請額(予定)	円			①×1/4(補助率)	

(注)1. 使用者たる運送事業者が導入予定設備1基毎に作成し、提出すること。

2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し)を添付すること。

3. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあっては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号 :

平成30年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書

(電気自動車駆動用蓄電池)

上記の申請について、  
記載のとおり  
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日	○○運輸局長	印
----------	--------	---

① 自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。

様式5

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書

(優良ハイブリッドバス、CNGバス)

②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間  
(9月3日～28日)であること。

平成 年 月 日

印

氏名又は名称  
及び代表者名

③「申請者欄」にバス事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。

住 所

担当者

氏 名

電 話

役 職

FAX

連絡先

E-mail

⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNGバスに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。

大型(9m以上)、中型(7m以上9m未満)、  
小型(7m以下)

車種(商品名)

⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。

登録(予定)日

平成 年 月 日

補助対象経費(予定)

⑥補助率が正しく適用されていること  
(通常車両価格との差額の1/3)

補助金申請額(予定)

円

使用の本拠の位置

都・道・府・県

市・区

本申請は使用過程車をCNG自動車に改造するものである。

はい・いいえ

⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。

ス)により導入するものである。(☑をする)

(リースの場合は、リース事業者名(予定) :

)

地方公共団体等協調団体の補助額

円

\*複数ある場合は合計額を記入

(団体名:

)

(注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定自動車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。

2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。

3. 使用過程車をCNG自動車に改造する予定の申し込みの場合は、見積書を添付すること。

4. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあっては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

⑨金額、団体名を記載すること。

内定整理番号 :

平成30年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書

(優良ハイブリッドバス、CNGバス)

上記の申請予定車両については、  
記載のとおり  
下記の通り  
補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日

○○運輸局長 印

- ① 自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。

様式 6

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書  
(優良ハイブリッドトラック、CNG トラック)

- ② 「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間  
(9月3日～28日)であること。

成 年 月 日

印

申 請 者	氏名又は名称 及び代表者名		③「申請者欄」にトラック事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。		
	住 所				
	担 当 者	氏 名		役 職	
		連絡先	電 話		FAX
E-mail					

⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNGトラックに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

優良

④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。

軽自動車・2.5t

3.5t超(最大積載量4t未満)・3.5t超(最大積載量4t以上)

⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。

申 請 予 定 車 両	登 録 ( 予 定 ) 日	平成 年 月 日
	補 助 対 象 経 費 ( 予 定 )	円
	補 助 金 申 請 額 ( 予 定 )	円
	使 用 の 本 拠 の 位 置	都・道・府・県
本申請は使用過程車をCNG自動車に改造するものである。 <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ		
(8)「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)により導入するものである。 <input checked="" type="checkbox"/> をする		

平成30年度内の環境対応車(トラック)導入予定台数(全体)

台

※上記、導入予定台数3台未満の場合は下記該当番号(①～⑤)にをする(※複数回答可)

①経年車の廃車あり、②リースで導入、③グリーン経営認証取得済、④Gマーク取得済、

⑤ISO認証取得済

⑨導入台数が3台未満の場合、必ずいずれかにチェックがされていること。

地方公共団体等協調団体の補助額

(団体名: )

※複数ある場合は合計額を記入

(団体名: )

(注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定車両1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。

2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は上記該当欄に契約日を記載するとともに、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。

3. 経年車の廃車を伴う新車導入の場合は、廃車予定自動車の自動車検査証又は廃車済自動車の登録事項等証明書(詳細)の写しを添付すること。

4. 使用過程車をCNG自動車に改造する予定の申し込みの場合は、見積書を添付すること。

5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあっては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

⑩金額、団体名を記載すること。

平成30年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書  
(優良ハイブリッドトラック、CNG トラック)

上記の申請予定車両については、記載のとおり  
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日

○○運輸局長 印

## 充電設備設置工事に係る補助金算出シート

※提出する見積書を参照し、入力してください。

		金額入力	上限額(円)
		急速充電設備	普通充電設備 (離島※1 の場合)
(1)充電設備設置工事費		0	4,210,000 4,260,000 2,370,000 2,400,000
①充電設備設置工事費	ア. 基礎工事費	250,000 250,000 150,000 150,000	合算し入力してください。 ※充電設備等の基礎が一体型の場合は、その基礎に係る費用も合算して入力してください。
②電気・配線工事費	イ. 本体機器入費	30,000 80,000 15,000 45,000	充電設備本体の基礎工事費用及び本体据付費用等に係る材料費、労務費を合算し入力してください。
③特別措置に基づく受電工事費	原則、50mまでとし別途充電設備 毎、工事内容毎に上限を定める	1,300,000 1,300,000 650,000 650,000	充電設備等設置工事に係る材料費、労務費を合算して入力してください。
④付帯設備設置工事費	急速充電設備を設置した場合に限る	1,000,000 1,000,000 - -	特別措置で受電する場合は、電力会社からの請求額(税抜)を入力してください。
(3)その他設置に係る費用※3			
①維持・消耗品費、養生費		50,000 50,000 50,000 500,000	見積書に計上されている屋根本体の費用と、屋根の設置に係る本体費用以外の材料費(別体型の基礎材料費も含む)、労務費を合算してください。
②レイアウト検討・図面作成費		80,000 80,000 80,000 80,000	※2 充電設備等本体と一体型の基礎の場合は、(1)-(1)に計上してください。 ※3 見積書に計上されている充電設備防護用部材本体の費用と、充電設備防護用部材の設置に係る本体費用以外の材料費(別体型の基礎材料費も含む)、労務費を合算してください。
③電灯		50,000 50,000 50,000 50,000	※4 充電設備等本体と一体型の基礎の場合は、(1)-(1)に計上してください。
④その他労務費			見積書に計上されている電灯本体の費用と、電灯の設置に係る本体費用以外の材料費、労務費を合算してください。

※ 1 離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の5島を除く島をいう。

※ 2 コンセント・アダプタ設置のみ適用する。

※ 3 「諸経費」は被替料金等経費としない。「(3)その他設置に係る費用」に該当するものは根拠を示すこと。

※ 4 急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適用する。

(注) 急速充電設備と普通充電設備を一ヵ所に設置する工事の場合は、急速充電設備設置工事に係る工事費の上限額を採用する。

## 平成30年度低公害車普及促進対策費補助金申請スキーム・日程

●事業Ⅱ(電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック、充電設備の導入)

●事業Ⅲ(ハイブリッドバス、CNGバス、ハイブリットトラック、CNGトラックの導入)

①登録後申請(実績申請)の場合 《対象:補助対象自動車を平成30年4月1日から12月31日までに導入の上登録される方》

○手続きの流れ

(1)補助金交付枠申請書の提出<運用方針第4-1~6号様式>

(2)実績申請書の提出<交付要綱第2号様式>

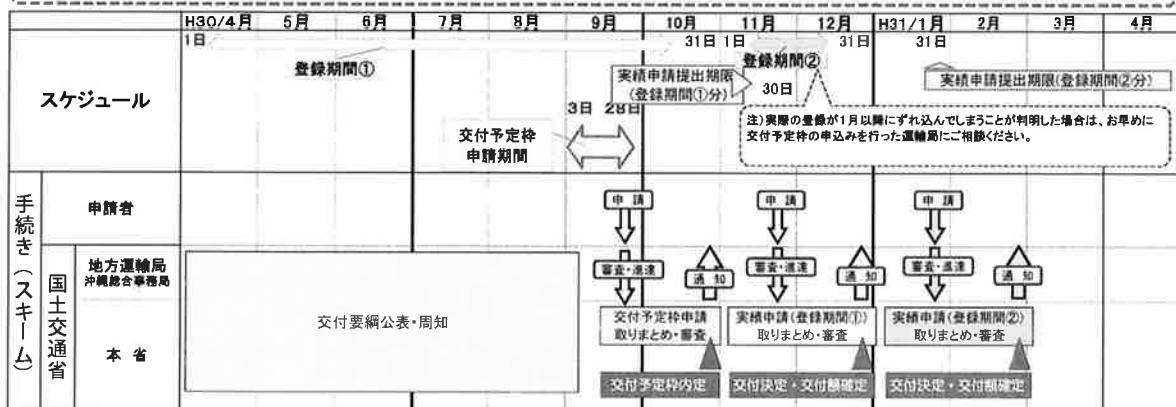
補助金の申請をするには、補助対象自動車導入の前後にかかわらず、『補助金交付予定枠の内定』を受ける必要があります。

補助金交付予定枠の内定を受けた後は、補助対象自動車の登録時期(1)及び(2)に応じて、右記の期限までに実績申請書(交付申請兼実績報告書)を窓口に提出して下さい。

<登録時期> <提出期限>

①4/1~10/31 11/30まで

②11/1~12/31 登録日から30日以内



②登録前申請(通常申請)の場合 《対象:補助対象自動車を平成31年1月1日から3月31日までに導入の上登録される方》

○手続きの流れ

(1)補助金交付枠申請書の提出

<運用方針第4-1~6号様式>

補助金の申請をされる方は、『補助金交付予定枠の内定』を受ける必要があります。

申請期間:9/3(月)~9/28(金)

(2)交付申請書の提出<交付要綱第1号様式>

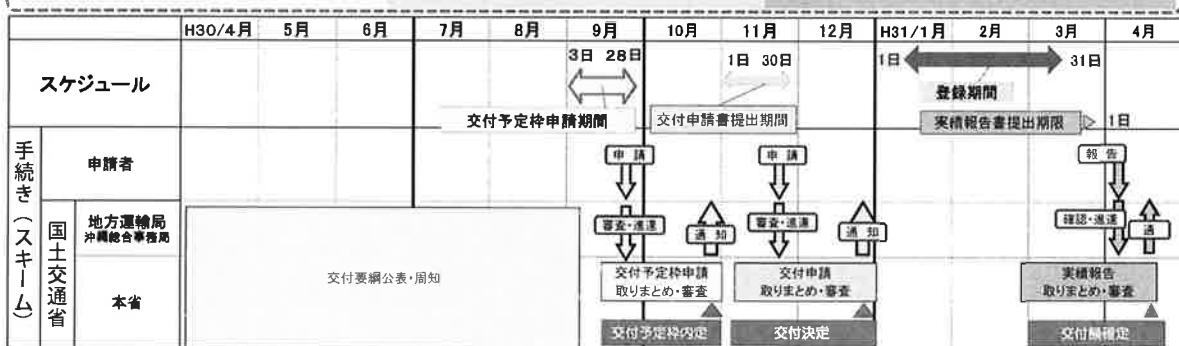
補助金交付予定枠の内定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口に提出して下さい。

提出期間:11/1(木)~11/30(金)

(3)実績報告書の提出<交付要綱第11号様式>

補助金の交付決定通知を受け、補助事業(補助対象自動車の導入・登録)が終了した後は、以下の期限までに実績報告書を窓口に提出して下さい。

提出期限:登録日から30日以内又は平成31年4月1日のいずれか早い日まで



# 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進

平成30年度予算 573百万円

## 政府は省エネルギー、温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）  
運輸部門における省エネの推進 → 2030年に新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す。

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）  
運輸部門におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>削減 → 2030年度に2013年度比約28%減。

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）  
持続可能な安心・安全な交通に向けた基盤づくり → さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

地域の計画と連携して、環境に優しい自動車の集中的導入や、買い替えの促進を図る事業を対象として支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。

## 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

概要	【第Ⅰ段階】 市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	【第Ⅱ段階】 車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	【第Ⅲ段階】 通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達（支援の最終段階）
補助上限	車両・充電設備等価格の1／2～1／3	車両・充電設備等価格の1／4～1／5	通常車両との差額の1／3
対象車両			 電気タクシー、電気トラック（バン）、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ等

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現